

第 34 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第34回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和6年2月21日(水) 午後1時20分～午後2時15分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 オープン会議室2-1、2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 : 住本 浩也	2 : 中尾 正美
3 : 稲岡 卓美	4 : 本岡 俊郎
5 : 小林 衛	6 : 藤本 修造
7 : 政井 武雄	8 : 岸本 富生
9 : 田中 眞司	10 : 稲田 保
11 : 近田 武司	12 : 前田 薫
13 : 藤川 良昭	14 : 永井 達郎
15 : 土井 賢一	16 : 増田 種正
17 : 長谷川義博	18 : 青木 輝剛
19 : 藤原 廣典	20 : 中井 義則
21 : 森本 謙介	22 : 前田 明弘
23 : 横山 和行	
- 4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言
- 6 会議に付した事件
議事
議案第177号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第178号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
議案第179号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第180号 非農地証明願に対する認可について
議案第181号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
議案第182号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)
報告事項
報告1 各種証明書の交付
報告2 農地法第4条第6項第1号及び同法施行令第3条第1項の規定による届出の受理

報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理

報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

2月に暖かい日が続いていたかと思うと、真冬に逆戻りしたかのような寒い日もある、委員各位には健康に留意して活動していただきたい。

本日第 34 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 4 条及び第 5 条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第 34 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。

本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 6 番 藤本委員、7 番 政井委員をお願いいたします。

(農地法第 3 条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第 177 号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第177号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見
を求める。

令和6年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページの6件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第177号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3
条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号
に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番についてであります、次の2番との関連事項であります
ので、地元委員から1番、2番をあわせて説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番、2番について説明いたします。

参考資料の、1ページから10ページをあわせてご覧ください。

申請人ですが、譲受人は、1番、2番ともに、小田町○○○○ ○○○
○、譲渡人は、1番が、小田町○○○○ ○○○○、2番が、小田町○○
○○ ○○○○です。

申請地は、

1番が、所在地 小田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡
自作地、小田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、
小田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計
3筆 合計面積○○○○㎡、

2番が、所在地 小田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡
自作地、小田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、
小田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、小田町○
○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、小田町○○○○
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計5筆 合計面積○
○○○㎡、

摘要として、1番、2番ともに、売買による所有権移転であります。

1番については、昨年7月にも同じように譲渡人が譲受人に農地を売
買により所有権を移転されています。この機会に他の農地についても譲渡
人には耕作する力がないということで、売買により所有権を移転しようと

されるものです。譲受人は、〇〇〇〇（会社名）、〇〇〇〇（会社名）を
経営し、農業に携わっておられますので何ら問題は無いものと思います。

2番については、譲渡人が高齢で農業を続けていくことが難しいとのこ
とで、以前から譲受人が頼まれて耕作してこられたものですが、この機会
に売買によって所有権を移転したいとのことで、譲渡人と譲受人との間で
話が成立されたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番、2番について、説明は終わりました。1番、2番についてご質問、
ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番、2番については許可
することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番、2番については許可するこ
とに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、3番について説明いたします。

参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 市場町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 市場〇〇〇〇
〇〇〇〇、申請地：所在地 市場町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇
〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人、譲受人のご関係は、譲渡人が父親、譲受人がその娘の親子関係
になります。当該農地については約4年前から譲受人が畑として耕作して
こられていました。農機具等については、譲受人は所有されておられませ
んが、譲渡人の所有されている農機具を借りて農業に従事してこられてい
ました。このたび、譲渡人が高齢になられ、譲受人に贈与したいとのこ
とで申請されたもので、特に問題は無いものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はご
ざいせんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可するこ
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、4番について説明いたします。

参考資料の、13ページから16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、檜山町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人は高齢で、当該農地について息子さんが維持管理されてきました。農機具も古いトラクターと草刈り機のみということで、トラクターの故障も増えてきて、農地の管理に困られていました。以前より話をしていた譲受人に売却されることになったものです。譲受人は、令和3年11月に3条申請で協議いただいた〇〇〇〇さんの息子さんと、現在、親子で約13,000㎡の農地を意欲的に耕作されています。農機具もそろっておられますし、農地を取得されることに問題は無いものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、5番について説明いたします。

参考資料の、17ページ、18ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 神戸市西区井吹台西町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇

地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人は、神戸市に在住されており、もう小野市には帰られないと言われていています。譲渡人のお父さんの代では、1町以上の農地を耕作されてきました。先月1月の農業委員会でも譲渡人の所有される農地と空き家をセットにして売買させる申請があり、審議いただいたものですが、今回の申請地は、譲受人の耕作される田の隣に位置する田で、これまでより両方の田の間に畦もほとんどなく、譲受人が耕作してこられていたようで、特に問題は無いものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、6番について説明いたします。

参考資料の、19ページ、20ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 喜多町〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人には高齢のため、将来への不安から令和5年7月の農地相談にいられた方で、所有農地の譲り先を探しておられました。今回、譲受人との間で話がまとまったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第177号 農地法第3条関係では、申請件数6件、うち許可件数6件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第178号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の3ページをお願いします。

議案第178号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和6年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、4ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第178号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、21ページ、22ページをあわせてご覧ください。

申請人：葉多町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 葉多町○○○○
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、地目変更
トラック回転場、資材置場、作業場となる予定です。第3種農地です。

申請人は、酒屋を営まれておられ、入荷、出荷の際に大型トラックが入りされるのですが、今の店先では狭隘なため、申請地をトラック回転場等に転用されたいとのこと。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側と北側が田、西側が田と畑と宅地と道路、南側が宅地と田となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第178号 農地法第4条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第179号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第179号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和6年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします

す。

○議長 議案第179号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、23ページ、24ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 市場町○○○○ ○○○○（塗装業）、譲渡人 大島町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 大島町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、普通車8台分、トラック1台分の露天駐車場、露天資材置場、作業スペースとなる予定です。第2種農地です。

申請地は、譲受人の自宅の南側に隣接する田になります。取得後は、駐車場として使用されると聞いており、特に問題は無いと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が雑種地、西側と南側が田、北側が宅地となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、25ページ、26ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 豊岡市森○○○○ ○○○○（警備業）、譲渡人 敷地町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 新部町○○○○ ○○○○
地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、普通車10台分の露天駐車場となる予定です。第2種農地です。

譲受人の住所が豊岡市となっているのは、会社の本社の所在地で、代表取締役本人の住所は、申請地の西、新部町○○○○ ○○○○になります。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側と南側が宅地、西側と北側が田となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第179号 農地法第5条関係では、申請件数2件、うち進

達件数2件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第180号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の7ページをお願いします。

議案第180号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和6年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、8ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第180号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の27ページ、28ページをご覧ください。

申請人 芦屋市新浜町○○○○ ○○○○(相続人代表 外6名)、申請地 所在地 垂井町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、垂井町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要としまして、○○○○番地(1筆目)は昭和42年頃より、○○○○番地(2筆目)は平成13年頃より宅地の一部となっております。

○○○○(所在地神社)の前の宮司さんのお母さんが宮司をやっておられました。申請地は、その方のお父さんの名義から相続登記が一切されないうままでした。1筆は社務所等に使われ、もう1筆は畑として使われたこともあったようですが現在では竹や草が生えたままの状態となっております。お母さんの頃から相続登記をしたいと頑張っておりましたが、相続人がたくさんおられ難しくてできませんでした。このたび、きちんと相続登記をするため、司法書士と相談し、進めておられる状況で、まず申請地について地目変更したいとのことで申請されたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が境内地と墓地、西側と南側が雑種地、北側が雑種地と原野となっております。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第180号 非農地証明願に対する認可について申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了いたしました。

(農用地利用集積計画の決定について(所有権移転))

○議長 次に議案第181号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書9ページをお願いします。

議案第181号

農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和6年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

10ページをお願いします。

市長部局より、令和6年2月8日付で、決定を求められています。

11ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、

浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下、A）さん 農地2筆、〇〇〇〇㎡

広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下、B）さん 農地18筆、〇〇〇〇㎡

を、ともに売買により取得されます。

12ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、神戸市西区神出町東〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇㎡、浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇㎡、住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇㎡および住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが17筆、〇〇〇〇㎡でございます。

所有権の移転を受けられるお二人の現在の経営耕地面積は、Aさんが、〇〇〇〇㎡、Bさんが、〇〇〇〇㎡、ともに認定農業者です。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第181号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第181号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）に関する審議は終了いたしました。

○議長 ここで、午後2時05分まで休憩といたします。

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第182号の説明者と

して、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の田中でございます。よろしくお願いいたします。

(農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権))

○議長 次に、議案、第182号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。なお、小野市農業委員会会議規則第11条の規定により、○番○委員は退席をお願いします。

(○○委員退席)

○事務局(多鹿) 議案書13ページをお願いします。

議案第182号

農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和6年2月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

14ページをお願いします。

市長部局より、令和6年2月8日付で、決定を求められています。

15ページから18ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第182号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課 農業振興係の田中でございます。農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成26年度から運用しております。農業経営基盤強化促進法が改正され、今後、農地の貸借手続きは、この中間管理事業が中心になっていくことが見込まれているところで

本市においても、この制度を活用して農地の集積をすすめていきたいと考えております。

つきましては、集積計画書について決定を頂きたいと思っております。

それでは、計画書の内容について簡潔に説明させていただきます。

このたびは、使用貸借権の設定です。

大島町の農地 14件 27筆 面積は、〇〇〇〇㎡を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるものです。

これらの農地は、最終的には、地域の中心経営体である〇〇〇〇氏を含む15件の農家に貸し付けられる予定です。

次に、参考地図、「大島町西農地集積図」をご覧ください。

対象農地は、黒色破線枠で青色及び黄色で着色された27筆が、今回貸し付けられる農地です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第181号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）に関する審議は終了いたしました。

（〇〇委員着席）

（産業創造課退席）

（報告事項）

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1から4までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 19ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和6年1月1日～令和6年1月31日)

令和6年2月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 耕作証明 番号1 住所 古川町〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

使用目的 軽油免税申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計16件で、使用目的は、軽油免税申請15件、60条証明取得申請1件でございます。

(2) 農家証明 番号1 住所 広渡町〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

使用目的 農業用倉庫

以上記載のとおり、農家証明につきましては、1件で、使用目的は、農業用倉庫1件でございます。

引き続きまして20ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第3条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年1月1日～令和6年1月31日)

令和6年2月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 粟生町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、共同住宅敷地 令和6年1月23日受理、必要書類についてはすべて揃っております。

以上、記載のとおり、農地法施行令第3条第1項の規定による届出は、1件 1筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして21ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和6年1月1日～令和6年1月31日)

令和6年2月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 河合西町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 河合西町
〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積 〇〇〇〇m²

摘要 令和6年1月5日 農地法3条 使用貸借 合意解約
以下、記載のとおり、解約通知につきましては、16件 29筆 〇〇
〇〇m²でございます。

引き続きまして24ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの
で報告する。

(受理期間 令和6年1月1日～令和6年1月31日)

令和6年2月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲
渡人(被相続人) 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積 〇〇〇〇m²

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和6年1月17日受理
農地法3条の3第1項の届出はすべて相続による所有権の取得が5件
で、合計21筆 〇〇〇〇m²でございます。

報告は、以上です。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日より予定しておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ
いました。

これをもちまして、第34回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和6年2月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員6番

議事録署名委員7番